

平成18年度第8回庁議 会議録

[日 時] 平成18年10月2日(月) 午前8時30分～午前10時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、助役、収入役、教育長及び各部局長
(教育委員会事務局長欠席により、教育委員会事務局総括次長が代理出席)

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成19年度予算編成方針(案)について (企画部)

(2) 創造の10年へ! 5%の行政経営改革について (関係部局)

(3) 市制70周年記念事業について (企画部)

3 連絡事項

(1) 新居浜市投票区及び投票所の一部変更について (選挙管理委員会事務局)

(2) 愛媛県権限移譲推進指針について (総務部)

1 市長あいさつ

平成18年度も下半期に入り、本日の議題にもあるように来年度予算編成の時期になりました。財源不足の中、5%の行政経営改革についても、鋭意取り組んでいただいておりますが、限りある財源を効果的に投与できるよう、各部局においても実施事業の総括、懸案事項やマニフェスト項目などの整理を行い、遺漏のない予算対応をお願いしたいと思います。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 平成19年度予算編成方針(案)について(企画部)

市長 平成19年度予算編成方針(案)について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「平成19年度予算編成方針(案)」、「平成18年度10か年財政計画(10月見直し)」及び「10か年実施計画編成要領(案)」に沿って説明>(説明概略)

(企画部長)

～「平成19年度予算編成方針(案)」～

本文を画面に出しているが、平成19年度予算編成方針(案)について説明する。手元に配布し

ている平成19年度予算編成方針骨子と見比べながらご覧いただきたい。

まず、国家財政の状況について。景気については、中国、インドなどの高成長に牽引されて、世界経済が着実な回復を続ける中、我が国の景気もバブル期を超えて拡張が続いており、9月月例経済報告でも、景気回復が続くとされている。ただ一方で、これまで積み上がってきた巨額の債務残高があり、これを放置すれば経済成長自体を阻害するおそれもあり、2010年代半ばには債務残高の対GDP比を安定的に引き下げることを目指すこととし、2011年度には基礎的財政収支を確実に黒字化させるために、歳出全般にわたる徹底した見直しと所管を越えた予算配分の重点化・効率化を求めている。

このような中で、国の平成19年度一般会計概算要求総額は、3%減を基本としながらも、公共事業費で2割増の要望を可能としたことなどから平成18年度当初予算比で7.6%増の85兆7,048億円となっているが、今後、社会保障費や地方交付税を中心に平成18年度当初予算の水準を目指して削減される見通しとされている。

次に、地方財政の状況について。平成16年度の地方財政対策において2.9兆円の交付税削減が行われたことによって、地方は非常に厳しい財政運営を強いられることとなり、その結果、平成16年度決算では2年ぶりに実質単年度収支の赤字となった。また、交付税振り替え分として発行できることとなった赤字地方債の増加などによる巨額の地方債残高が財政を圧迫している状況にある。

一方、成熟社会になり、財政需要が多様化し、地方公共団体は少子高齢化対策、循環型社会の構築等の重要政策課題への対応が強く求められている状況にある。

また「三位一体の改革」の結果、4兆9,005億円の国庫補助負担金の削減、3兆94億円の税源移譲、5兆1,000億円の地方交付税の削減となっている。「骨太の方針2006」で、「安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確保する」としているが、大幅な人件費の削減及び地方単独事業費の現在の水準以下の抑制等を前提としたものであり、その上、交付税の想定額には総務省と財務省では1兆円の差があり、決定まで予断を許さない状況にある。

こうした全体状況の中、本市財政の現状は、多様化する市民要望に対応するため各種施策を積極的に実施したことや社会保障関連経費の増大等により拡大する一方で、地方交付税の減少等により施策経費に充当可能な一般財源が大幅に減少しており、市債発行や基金の取り崩しによって財源を補てんしている状況にある。

～「平成18年度10か年財政計画(10月見直し)」～

3月に10か年実施計画の内示を行った時と比べて、現在財政状況がどうなっているか説明する。

5月時点の見通しからの変更点をマーカーで塗っている。歳出面については、施策経費は3月内示と変更していないが、18年度9月補正を反映したこと、公債費・繰出金を精査したことで6億9千万円の増としている。大きく変わったのは市税収入で、32億3千万円増加させている。これは、個人市民税の所得割、法人市民税の法人税割が多くなっており、景気回復基調を受けた企業活動が改善していることを反映させている。

利子割交付金については平成17年度決算を反映させ、3,900万円の増としている。地方消費税交付金も決算反映により、2億2千万円の減としている。普通交付税は平成18年度算定結果

を反映させたこと、市税収入の増加等により27億5千万円の減少としている。市債については交付税算定によって平成18年度の額が確定したことを反映させている。総じて言うと、平成17年度決算を反映させた結果、基金残高が増加したことや景気回復による市税収入の増加等による歳入面での改善ということである。

その結果、3月段階では、平成22年度におよそ5億6千万円の収支不足が見込まれていましたが、今回の見直しによって、平成25年度まで収支不足が延伸された形になっている。また、平成27年度までで42億円の財源不足があるとしていた3月に比べると、財源不足額は27億円余りに改善されている。

こうした財政見通しであるが、依然として27億円という大幅な財源不足が見込まれていること、そして、改善されたとはいえ、金子公民館の建て替えや若水乳児園など保育園の大規模改修、今年度5億円の単独枠配分事業など、現計画には入っていない事業が数々ある。また、交付税の削減傾向などの不確定要素もあり、非常に厳しい状況にあることについては変わらないということで、支出構造を変えていかなければ、いずれ経営が成り立たなくなる状況である。

～「平成19年度予算編成方針(案)」～

このような中、例年どおり「歳入準拠」に基づいた予算編成、「創造の10年へ!5%の行政経営改革」の推進、「新居浜市行政改革大綱」「集中改革プラン」に基づく行政管理経費の削減などの取り組みを引き続き強力に進める必要があると考えている。

こうしたことを前提に予算編成要領を示している。詳細は後ほど目通し願いたい。いくつか変更点等を説明する。「1 予算編成に関する基本的事項」の(3)の計画的な予算編成については、従来通り、年度途中での補正は原則として行わないこととしている。年度内に必要とされる全ての事業費について要求すること。

(4)の財源の確保についてであるが、現在、財政課を中心に使用料・手数料について見直しを行っているので、この見直し結果を踏まえた取り組みを行うこと。

(5)の議決機関等の指摘事項については、従来お願いしているが、特に決算特別委員会での過去からの対応をしっかりとお願いしたい。

次に「2 予算編成の具体的事項」の10か年実施計画の編成について。

～「10か年実施計画編成要領(案)」～

平成19年度から平成28年度までの10か年の実施計画とし、特に22年度までは、後期戦略プランに則った計画にしていきたい。全体的な考え方としては、各部局への枠配分方式は同じとし、本年の3月に内示した額を前提に要望していただくこととなるが、引き続き厳しい財政状況であるということを認識して、計画をたてていただきたい。

事務事業の見直しにあたっては、行政評価の結果を踏まえたものとする。行政評価については、経営戦略会議の審議も終了しており、この評価結果を踏まえた査定を行う。

策定方法については、19年度から28年度の実施計画とするが、初年度から3年間は、事業内容、積算基礎などを詳細に入れていただき、精度の高い実施計画をお願いしたい。4年度以降は事業ボリュームがわかる程度のもので結構である。平成28年度の要望上限額は、昨年と同様に、19年度から27年度までの最高額、最低額を除いた年度の平均額を企画部からお示するので、こ

の範囲内での要望をお願いしたい。

要望内容については、企画部から別途お示しする要望内示額を上限として要望いただきたい。この要望内示額は3月の内示を前提として、組織改革による事務事業の部局間の移動、企画財政会議での決定や補正等を考慮して作成しているの、確認をお願いしたい。なお、補助金については別途、補助金公募審査会を経て決定するため、各部局の要望内示額からは除外している。

再度申し上げるが、5%の行政経営改革については、価値創造という視点に立って、引き続き強力に取り組んでいただきたい。事業の見直しにあたっては、切りつめるというのでは限界があるため、事業自体の取捨選択を視野に入れて考えていただきたい。今申し上げた形で要望していただくこととしているが、査定当局としては、経常、施策ともに、全体として95%に圧縮を図るという目標を持って査定したいと考えている。よって、3か年分の施策について熟度が低い場合には緊急性が足りないとの判断をさせていただく場合もあるので、その点をお願いしたい。

次に市制70周年記念事業について。来年度は市制70周年を迎え、記念事業を行うことになるが、部局枠配分外の別枠として取り扱うので、別途通知により要望をしていただくことになる。

各部局の予算編成方針については、昨年同様をお願いする。

なお、変更協議については、10か年実施計画提出後、国、県の制度改正や企画財政会議などで承認されたものについて11月中旬に別途通知を行うので該当があれば協議をお願いしたい。

実施計画書の入力、提出期限は10月31日とするが、現在、行政評価システムの改修を行っているため、10月1日以降に入力をお願いしたい。

ヒアリングについては、担当者は3か年分を中心に10か年分を行う。市長ヒアリングは12月議会前に実施、内示は19年度については19年1月に内示予定。20年度から28年度は決算額の見通し確認後、庁議で決定、内示を行う。

～「平成19年度予算編成方針(案)」～

次に、歳出面について。人件費の削減、補助金公募制に基づく予算要望など、歳出抑制を引き続きお願いする。

事務事業見直しにあたっては、(1)市民要望への対応、(2)事業実施時期の妥当性、(3)行政関与の妥当性、(4)効果・効率性、(5)適正な受益者負担について留意点を数点書いているが、こういったことを念頭に置いて事務事業の見直しを行い、歳入・歳出見通しを適正に立てていただきたい。

4のその他のところでは、長期継続契約について書いている。リース契約等について、債務負担行為なしで長期継続契約が可能となったため、条例、規則、運用基準を確認の上、長期継続契約を行う場合は、10月31日までに「長期継続契約に係る協議書」を契約課に提出すること。なお、承認は11月15日の予定である。

経常経費の算定基準については、それぞれ費目ごとに留意事項を書いているので後ほど目通し願いたい。

スケジュールは、歳入見通しについては12月15日まで、経常経費は11月中、先程説明したが、10か年実施計画の要望は10月31日までに、その後の変更協議を11月下旬、市長ヒアリングを11月末から12月上旬の12月議会の前をお願いしたい。以上。

- 市長
建設部長 平成19年度予算編成方針(案)の説明であるが、質問、意見はあるか。
10か年財政計画についてである。10か年の財源不足が、122億円、42億円と減少し、そして今回が27億円で、また、収支不足が25年度まで延伸されたとのことである。歳出を抑制することに異議がないが、歳入について、5年程度先についてはある程度の推測ができるだろうが、7年、10年先で数字がこれ程変わるのでは、歳入と歳出のバランスをどう考えるのか分かりにくい。景気や税制等の改正などで変化するのだろうが、歳入についてももう少しコメント願いたい。
- 企画部長 歳入については、年度年度において考えられるもの、見通し、また、過去の10年間の平均値を取るなどして算出している。建設部長の言うとおり不明確な要素があるが、健全な財政運営を行うには、長期間を見据えた財政状況を考慮した予算措置をしていかなければならない。重ねて言うが、歳出削減に、各部局の努力、協力をお願いしたい。
- 市長 この10か年実施計画で言うと、例えば市税収入である。16年度決算は160億円となっているが、当時ではこのようなベースで10か年財政計画をたてていたが、今回では、18年度以降は170億円～180億円台を見込んでいる。年10億円違えば10年間で100億円単位で変わってくる。また、以前に地方交付税が前年度より10億円減らされたことがあったが、10年間に反映させれば100億円の減少となる。なお、平成19年度から市税収入を170億円以上見込んでいるのは、税源移譲で、市県民税が増税、所得税が減税されるためである。しかしながら、その代わりに、地方譲与税では所得譲与税が廃止されるため減額となる。このような制度改革があり、また、景気によっては法人市民税が大きく変動することもあり、10か年で見れば、歳入の変動幅が大きくなってしまふのはいたしかたない。なお、念のため言っておくが、市税が増加してもその75%分の地方交付税が減額となるため、市税増加分の25%しか歳入の増加につながらない。一連の10か年財政計画は基準年が違うため単純に比較はできないが、10か年実施計画をスタートした時から財政計画がどのように変わってきたか、他の職員にも理解しやすいように、市税収入などいくつかの項目を挙げて総額を示すなど、その差し引きがわかるような資料を作成していただきたい。
- 建設部長 現在の実施計画は10か年で計画をたてているが、10年は長すぎるのではないか。歳入の変動がこう大きいのなら5年程度の計画で良いのではというイメージがある。
- 市長 現行の10か年実施計画の編成要領でも、3年目までは精度の高いものを、4年目以降は事業内容がわかる程度のものであり、10年間の中でも短期と長期で制度を変えている。このように基本を決めたうえで、その都度の方針により優先順位を見直して、事業の実施年を前にしたり、後にしたりしようとするものである。
- 助役 確かに10年向こうの歳入の変動は大きい。しかしながら、10年先までを見込んだ事業を計画しておれば、景気の変動等により財政状況が改善した時に事業を前倒してきるかどうかの判断もできる。よって、10か年財政計画の収入不足が限りなく「0」

になるよう努める必要がある。

福祉部長 建設部長が言うとおりの、歳入については変動が激しい。しかしながら、歳出面についても、福祉部では多くの施設を抱えており、耐用年数等を個々に考慮していくと、現在の10か年実施計画に搭載されていないが、これから建て替えが必要となってくる施設がでてくるのが考えられ、福祉部の歳出がかなり増加する可能性もある。また、各部局も事業計画はあるが、10か年実施計画に搭載されていない事業も多々あり、これからも、かなりつめた10か年実施計画を作成していかなければならないと考える。

市長 確かに、10か年実施計画に搭載されていないが、実施しなければならない事業がある。今回は年度の間ということ、10か年財政計画は主に決算による歳入面の見直しであったが、歳出面を見直しする作業は今から行うのであり、年度末には歳出面の見直しを反映させた10か年財政計画を作り直すこととなる。この歳出面の見直し作業の中で、新たな事業の追加が認められ歳出が増加することになれば、どこかで歳出削減を考えなければならない。その繰り返しである。昨年ぐらいから、愛媛県や他の官公署が、5か年計画、10か年計画での財源不足などと言い出したが、そういう意味では早く取り組んで間違いはなかったと考えている。

他に質問はないか。ないようなら、次の議題に移る。

(2) 創造の10年へ！5%の行政経営改革について（関係部局）

市長 5月の第2回庁議でも議題にあがったが、本年度の中間報告ということで、各部局の取り組み状況を説明いただきたい。企画部から順番にお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「創造の10年へ！5%の行政経営改革実施計画書」に沿って説明>（報告省略）

市長 質問、意見はないか。

助役 総務部。歳入の12番の旧繁本住宅敷地の売却だが、今年度中に売却できる見通しがあるのか。

総務部長 今年度は2件売却予定しており、1件は売却が決まったが、1件は売却でなく賃貸借契約となった。

助役 旧繁本住宅敷地の他の土地の売却は、どうなっているのか。

総務部長 本年3月までに既に13件を売却しているため、残っている土地の売却見通しは困難であるが、引き続き努力する。

市長 建設部。特殊要素の15番、国領川緑地整備事業についてであるが、先般、愛媛県庁に行った時、土木部長に「この件は制約が多いが、お願いします。」と話しておいた。

建設部長 水道は許可される方向になると思う。しかしながら、今言えるのはこれぐらいで、トイレについては堤塘敷きにできないとも言われている。全体としては許可される方向であることは間違いはない。

市長 特殊要素についてであるが、現在の10か年実施計画に入っていない、予算化されていないこともあるが、部内で検討して、その結果、新たに事業を開始する必要性があ

るのならば、企画財政会議にかけるなど議論してほしい。いきなり予算化されることは困難であるが、この議論の中で、必要性が高ければ予算化されていくものである。各部局、いろいろ考えたり、提案したりしてほしい。

他に質問はないか。ないようなら、次の議題に移る。

(3) 市制70周年記念事業について(企画部)

市長 市制70周年記念事業について、企画部から説明をお願いする。

<企画部長が、別添資料「市制70周年記念事業最終案一覧表」に沿って説明>(説明概要)
(企画部長) 温故知新をテーマに、職員及び市民から提案のあった事業(類似事業を整理統合し、記念事業27・冠事業3)の内、27番の記念式典を除く記念事業について、検討委員会で、テーマ性・実現性・財源性・成果性・発展性の5項目について評価を行った。その結果、原則、評価の高い合計20点以上の事業と記念式典を記念事業(「採否」欄に 印及び 印)として実施したいと考えている。なお、「採否」欄に 印に付けている事業は、事業実施に向けた課題があり、検討を要する。今後のスケジュールは、関係部局の意見を聞きながら、検討委員会で実施計画案を策定し、庁議で実施事業の決定を行いたい。いずれにしても各部局の協力なしに記念事業は実施できないため、各部局の協力をお願いしたい。

市長 質問、意見はないか。

市長 4番の「新居浜太鼓台写真集作成事業」についてであるが、新しい太鼓台は今年の祭りに撮影しなければならないのではないか。

経済部長 現在の大人太鼓台は50台、市制60周年の時は39台で、図書館が平成2年に発行した当時からは少なくとも11台は増えている。

助役 全くの新調だけでなく、作り直した太鼓台もある。

市長 写真集を作るのなら一台でも古いものであってはならない。祭りまでの期間が少ないので、撮影方法等について早急に結論をだすように。

経済部長 13番の太鼓台パレード等についてであるが、60周年の時は「はちあわせ」があったり、また、台数も増加し集合する場所があるかなど問題が多々ある。今年の祭りのことではあるが、警察から今までのような警備人員を出せないとも言われた。

市長 温故知新というテーマから言えば、産業遺産、太鼓台、お手玉などはふさわしい。特に、太鼓台は市民受けが良く、市民の方からもよく聞かれるが、「台数は増えているし、まだ決まっていません。」とお答えしている。

助役 5番の「近代化産業フィルム修復上映事業」だが、メディア変換した後は販売しないのか。自分もそうだが、興味を持っている市民が多いと思う。

企画部長 確かに、DVDで販売することも考えられる。16mmフィルムの保存状況は分からないが、今後の検討課題としたい。

市長 記念式典は11月3日で決定しているのか。

事務局 決定です。

市長 この一覧表に載っていない事業が記念事業として出てくることはあるのか。

企画部長 基本的にはない。

市長 12番の「こども議会」は、議会事務局が実施するのか。

議会事務局 過去にも実施したことがあったが、教育委員会が主体で、議長の了解を得て議場を貸すということになるかと思う。

助役 テレビの視聴者番組は、この記念事業に入らないのか。

市長 現在は、8番のNHKのラジオ放送だけである。

助役 これは、現在の案にはないが、努力すればできないことではない。

市長 他に、質問、意見はあるか。ないようなら、連絡事項に移る。

2 連絡事項

(1) 新居浜市投票区及び投票所の一部変更について(選挙管理委員会事務局)

市長 新居浜市投票区及び投票所の一部変更について、選挙管理委員会事務局から説明をお願いします。

<選挙管理委員会事務局長が、別添資料「新居浜市投票区の一部変更について」、「郷・多喜浜地区見直し比較図」に沿って説明>(説明概略)

(選挙管理委員会事務局長)10月1日からの多喜浜、黒島及び阿島地区における住居表示の実施に伴い、第17・19・20投票区の町丁名の変更及び投票区域の飛び地等の不具合の見直しを行う変更を行った。なお、投票区域の変更は約50世帯が対象になり、その旨事務局から連絡する。

また、第9投票区の投票所施設について、新田自治会館から若宮小学校体育館へ変更する予定。なお、この変更は、既に自治会、学校教育課、小学校長に説明、同意を得ている。

市長 質問はないか。これは決定事項であるため、以上で終わる。

(2) 愛媛県権限移譲推進指針について(総務部)

市長 次の連絡事項、愛媛県権限移譲推進指針について、総務部から説明をお願いします。

<総務部長が、別添資料「愛媛県権限移譲について」、「新居浜市の権限移譲可能事務一覧」に沿って、これまでの経過、推進指針について説明>(説明概略)

(総務部長)権限移譲については、県と市町の役割分担に応じて、市町の受入体制及び意向を踏まえた推進を行うこととし、推進期間は平成18年度から21年度とされている。移譲対象とする事務は、行政サービスの向上又は市行政の充実強化につながる事務等としており、移譲に当たっては財政的、人的支援等が実施されることとなっている。今回、権限移譲の対象となる事務項目として、50項目のパッケージ、1,030事務が県から示されているが、この中には、本市が既に権限移譲を受けたものを含んでいるため、実際には、資料3の35項目のパッケージ、646事務が対象となる。今後、個別に移譲について打診を受けることも考えられることから、個別の事務項目について、市としてどのように対処すべきかを検討しておかなければならないと考えている。そこで、各部局において、関係する事務項目の権限移譲を受けるべきか否かについて、行政サービス、市民の利便性の向上、という観点から、もう一度検討いただき、市として受けるべき事務の選別をお願いしたい。なお、当然、事務量の増加、必要財源の確保が考えられるが、県の支援措置をみながら、協議していきたい。

市長 646の事務が移譲されるということか。

総務部長 例えば、「旅券の申請受理と交付に係る事務」については、パスポートの申請を受理

し、交付するという一つの事務の流れであるが、この中には、申請を受理することなど、単位事務が12あるということである。従って、事務数が646というと非常に多いように感じるが、小さく分けた単位事務の数であって、パッケージで言えば35項目ということになる。なお、県は、これらを「全部移譲する。」ということではなく、「移譲したい。」「移譲できる。」ということで、今後、各市町の事情によって協議していき、できるものから移譲していきたいという考え方である。たちまち全部を移譲するというのではない。全部受けることは不可能であるとする。

助役 各市町の特異性もあり、全部受け入れることはできない市町もあるだろう。項目の中でも、受けれるもの、受けられないものがあるだろうから、精査していかなければならない。

市民部長 県の担当セクションで権限移譲に対する考え方、対応がばらばらのような気がする。個々の事務に係る担当セクションとの協議や他市町の情報収集は市民部で行うが、権限移譲に関する全体の資料や情報は、できる限り総務部でつかんでもらいたい。

総務部長 得た資料、情報等は速やかに提供していきたい。また、逆に、各部局で県から個別の打診、協議があった場合は、教えてもらいたい。

事務局 支援策で、県からの交付金総額は、決まっているのですか。

総務部長 決まっていない。10月23日に検討部会が予定されているが、その議題として「支援措置内容の提示」があり、その中で示されるのではないかと考えている。わかり次第、各部局にお知らせしたい。

環境部長 市町村への権限移譲は、全国的にはどのような状況なのか。

総務部長 昨年3月29日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」で、集中改革プランを策定することとなっているが、その中で、都道府県については「市町村への権限移譲」の項目があり、全ての都道府県で着手されている。

収入役 市町村でなく、民間にさせることは検討されていないのか。これらは、法的にどうしても行政がやらなければならない事務なのか。

総務部長 県は、検討していない。

市長 法的に困難であれば、移譲を受けてから構造改革特区の申請や規制緩和を要望していかなければならない。

環境部長 確かに、市民にとっては身近にあれば良いが、市民の税金が使われるのであるから、費用対効果を考慮すると移譲に疑問が残る事務もあるかと考える。環境部としては、各担当課と十分に協議していきたい。

総務部長 今日お願いしたいことは、「人と金の問題はあるが、市がその権限を受けることが、市民にとって本当に良くなることなのかを第一の観点に考えて、再度検討願いたい。」ということである。

市長 権限移譲はまだ中途の段階であるが、担当者レベルの会があれば言うべきことや現状についてきちんと話をし、また、移譲が決定すれば円滑な事務が行われるようにしなければならぬ。

他に連絡事項はないか。企画部長。

企画部長

平成18年度の目標管理及び一課一改善運動についてであるが、年度当初に、各課所の取組目標の設定をしていただいた。今年度も半ばを過ぎ、各課所において、鋭意取り組まれていると思うが、各部局長におかれても、今一度、この目標管理、一課一改善運動を実施する意味を充分再認識し、この制度を有効活用できるように、中間報告を求めるなど、進捗状況の把握について努めていただきたい。

市長

他に連絡事項はないか。ないようなら、第8回庁議をこれで終わる。